

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		
○国土調査の指定	(用地対策課)	1
公告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課)	1
	<6・4揭示>	1
○行政書士法による聴聞	(法務課)	1
○開発行為に関する工事の完了(2件)	(都市計画課)	1
高知県教育長訓令		
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令		2
◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令		2
高知県選挙管理委員会告示		
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関する、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<6・4揭示>	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数	<〃>	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	<〃>	2
高知県収用委員会公告		
○公示による通知(4件)	<6・4揭示>	2

告 示

高知県告示第434号

安芸郡馬路村における地籍調査について、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定年月日
平成21年6月16日

- 2 調査を行う者の名称
馬路村
- 3 調査地域
安芸郡馬路村馬路の一部
- 4 調査期間
平成21年6月16日から平成22年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年6月4日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年6月4日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年6月4日	特定非営利活動法人 デイホーム三里	黒田 則男	高知市種崎587番地1	この法人は高齢者、要介護者等に対して宅老所において、地域交流活動、給食サービス、広報活動に関する事業等を行い、老人が自宅等に閉じこもらず、地域のさまざまな人々との交流や情報の取得によって幅広い生活条件の選択が可能になる等、より生き甲斐のある人生を送る事ができるよう運営し、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の3第3項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成21年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日
平成21年6月25日(木)午後2時
- 2 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎2階会議室
- 3 聴聞を受ける者の氏名及び住所
中脇 東
四万十市中村大橋通七丁目7番7号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年3月31日 20高都計第727号	南国市西野田町二丁目147番5ほか	南国市東崎659番地 吉本 加奈

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年5月19日 21高都計第100号	南国市比江字中屋敷299番1	高知市北久保15番16号 モルティ・メゾンII 202号 西村 真琴

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第3号

事務局
各事務所
各教育機関

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月16日

高知県教育長 中澤 卓史

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

教育機関等の長に対する事務委任規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年6月16日から施行する。

高知県教育長訓令第4号

教育委員会事務局
各県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月16日

高知県教育長 中澤 卓史

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改め、「（以下「学校」という。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年6月16日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,916人である。

平成21年6月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和

31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、174,295人である。

平成21年6月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年6月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知市選挙区	88,392人
室戸市、東洋町選挙区	5,925人
安芸市、芸西村選挙区	6,823人
南国市選挙区	13,486人
土佐市選挙区	8,270人
須崎市選挙区	7,007人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,710人
土佐清水市選挙区	4,804人
四万十市選挙区	9,940人
香南市選挙区	9,177人
香美市選挙区	8,171人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,607人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,207人
吾川郡選挙区	14,180人
高岡郡選挙区	18,779人
黒潮町選挙区	3,783人

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているの

で、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成21年6月25日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年6月4日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類
平成21年6月4日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
高知市春野町西畑字高川原割1501番66の土地の所有者兼関係人（物件所有者）
不明。ただし、登記簿表題部所有者

住所不明

横川孫吉

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているの

で、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成21年6月25日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年6月4日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類
平成21年6月4日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
高知市春野町西畑字高川原割1502番11の土地の所有者兼関係人（物件所有者）
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 片山芳太郎

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているの

で、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成21年6月25日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年6月4日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類
平成21年6月4日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
高知市春野町西畑字高川原割1502番25の土地の所有者兼関係人（物件所有者）
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 吉永平吉

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているの

で、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成21年6月25日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年6月4日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類

平成21年6月4日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
高知市春野町西畑字行弘割1505番への土地の所有者兼関係人
(物件所有者)
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明

野村熊吉